

定住自立圏の形成に関する協定書

丸亀市・まんのう町

定住自立圏の形成に関する協定書

丸亀市（以下「甲」という。）とまんのう町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った甲とその宣言に賛同した乙が、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保しつつ、圏域全体の住民福祉の向上及び地域の活性化を図るため、定住自立圏を形成することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する具体的な事項）

第3条 甲及び乙が相互に役割を分担して連携を図る政策分野は、次の各号に掲げるものとし、その取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表に掲げるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務の執行等に係る基本的事項）

第4条 別表第1から別表第3までに規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、事務の執行にあたるものとする。

2 別表第1から別表第3までに規定する取組を推進するため、甲及び乙は、これらの表において規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続き又は人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の変更又は廃止)

第5条 この協定を変更し、又は廃止しようとするときは、甲乙協議して決定するものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめそれぞれの議会の議決を経なければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙のいずれかは、その議会の議決を経て議決書の写しを添付した書面により、相手方に廃止を求める旨を通告することができる。この場合において、この協定は、当該通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(定めのない事項等の処理)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年4月19日

甲 丸亀市大手町二丁目3番1号

丸亀市

丸亀市長

新井道二



乙 仲多度郡まんのう町吉野下430番地

まんのう町

まんのう町長

栗田 隆義



別表第1（第3条、第4条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
医療を安定的に提供できる体制の確保	病院勤務医の負担軽減と医療費削減のため、かかりつけ医の推進、コンビニ受診の防止、ジェネリック医薬品の普及啓発を行う。	乙と連携し、適正受診の啓発やジェネリック医薬品の普及等に取り組むとともに、圏域内の取組を調整する。	甲と連携し、適正受診の啓発やジェネリック医薬品の普及等に取り組む。
救急医療体制の確保	圏域の救急医療体制を確保するため、中讃医療圏における病院群輪番制の維持・充実を図る。	病院群輪番制による救急医療について、その運営や設備整備を支援する。	病院群輪番制による救急医療について、その運営や設備整備を支援する。

2 福祉

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
子育て環境の充実	仕事と育児を両立できる環境の充実を図るため、発達障害児支援事業のエリア拡大等、子育てサービスが広域的に展開されるよう推進する。	乙と連携し、情報共有しながら、子育てサービスの充実に努める。また発達障害児支援事業については、発達障害児の保護者や教職員等を対象とした研修会やセミナーの開催等の情報を乙へ提供し、参加を促す。	甲と連携し、情報共有しながら、子育てサービスの充実に努める。また発達障害児支援事業については、発達障害児の保護者や教職員等を対象とした研修会やセミナーの開催等の情報を甲から受け、関係者への周知・参加の取りまとめを行う。
高齢者・障がい者福祉ネットワークの充実	介護認定審査及び障害程度区分認定審査の公平性・効率性を確保するため、審査判定業務を共同で実施する。	中讃広域行政事務組合に設置する介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会を通じ、乙と共同で業務を実施し、協議した負担割合に従い、運営に必要な経費を負担する。	中讃広域行政事務組合に設置する介護認定審査会及び障害程度区分認定審査会を通じ、甲と共同で業務を実施し、協議した負担割合に従い、運営に必要な経費を負担する。

別表第1（第3条、第4条関係）

3 産業振興

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
産業の振興	(1)中小企業の振興を図り、地域の活性化に繋げるため、中讃勤労者福祉サービスセンターの事業対象地域を拡大し、圏域内における中小企業の福利厚生を充実する。	丸亀市内に設置された中讃勤労者福祉サービスセンターと連携を図るとともに、勤労者福祉に関する情報を乙に提供する。	勤労者福祉に関する情報を甲に提供するとともに、事業所や商工会議所・商工会へ事業についてのPRをする。
	(2)圏域内における地場産品の消費拡大のため、圏域内相互のイベント情報の共有と周知宣伝の連携により地産地消を推進する。	圏域内の特産品や加工品、物産展等のイベント情報を取りまとめ、乙へ提供するとともに周知宣伝活動を行い、イベント開催時には圏域の特産品や加工品紹介の物産展等を開催する。	特産品や加工品、物産展等のイベント情報を甲へ提供し、甲と周知宣伝活動を行うとともに、物産展等の開催に協力する。
	(3)農林水産業の資源となる水環境の保全と森林育成を図るため、共有する河川を通じて都市部と山間部の交流を深め、山と海の深い関係やその重要性について住民の理解を促す。	土器川上流域の乙と共同で、自然環境保全に関する広報・啓発活動を行うとともに、住民参加による植林や稚魚の放流等を行う。	土器川下流域の甲と共同で、自然環境保全に関する広報・啓発活動を行うとともに、住民参加による植林や稚魚の放流等を行う。
観光の振興	(1)滞在型観光を推進するため、まち歩き事業やレンタサイクル事業、道しるべの整備、広域パンフレットの作成等を行い、金毘羅街道を活用した観光客の誘致を図る。	乙と連携し、金毘羅街道を中心とした事業展開を図る。	甲と連携し、金毘羅街道を広くPRする。
	(2)瀬戸内国際芸術祭の開催を機に、圏域内の観光地に観光客を誘致する。	瀬戸内国際芸術祭の開催にあわせ、乙及び旅行社との連携のもと、滞在型観光商品の企画等を行う。	甲と連携し、圏域内の観光地をPRする。

別表第1（第3条、第4条関係）

	(3)外国人観光客を誘致するため、旅行商品の企画を行うとともに、観光PRを推進する。	乙と連携し、外国語版ホームページやパンフレットの作成、外国人向けの商品開発等に取り組む。	甲と連携し、外国人向けの商品開発等に努める。
--	--	--	------------------------

4 消防・防災

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
消防・防災体制の強化	(1)圏域における消防力を強化するため、香川県消防相互応援協定に基づき、自治体間相互の応援体制を強化する。	乙と相互の消防応援関係を深める。	甲と相互の消防応援関係を深める。
	(2)圏域における防災力を強化するため、香川県災害時相互応援協定に基づき、自治体間相互の応援体制を強化するとともに、圏域に被災者支援システムを構築する。	乙と相互の防災応援関係を深めるとともに、被災者支援システムに係る圏域内情報報を丸亀市消防庁舎に保管するほか、中讃広域行政事務組合に設置する情報センターと連携し、常時データのバックアップを実施する。	甲と相互の防災応援関係を深めるとともに、被災者支援システムを構築する。

5 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
一般廃棄物処理体制の確保	圏域における一般廃棄物の効率的な処理体制を確保するため、処理業務を共同で実施する。	中讃広域行政事務組合に設置するごみ処理施設、屎尿処理施設及び一般廃棄物最終処分場について、同事務組合を通じ乙と共同で管理運営し、協議した負担割合に従い、運営に必要な経費を負担する。	中讃広域行政事務組合に設置するごみ処理施設、屎尿処理施設及び一般廃棄物最終処分場について、同事務組合を通じ甲と共同で管理運営し、協議した負担割合に従い、運営に必要な経費を負担する。

別表第2（第3条、第4条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
公共交通ネットワークの充実	利用者の利便性向上のため、公共交通機関の連携を図ることにより、地域間のネットワーク強化に取り組む。	圏域内における公共交通の課題及び利用者の利便性向上について、乙と連携して継続的に調査し、調整する。	効率的かつ効果的な公共交通機関の連携について、甲と調整する。

2 地域内外の住民との交流・移住促進

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内外における交流の促進	(1)地域住民の活発な交流を促進するため、圏域自治体のホームページ、広報紙、印刷物、ケーブルテレビ等を活用することにより、圏域内外への情報発信と情報共有を行う。	圏域内における連携調整の内容や決定事項等で、情報発信できる事実の把握・集約等を行う。	圏域自治体の連携について、調整された内容や決定事項等の情報発信を行うとともに、広報紙等への掲載事項について甲へ情報提供する。
	(2)文化芸術・スポーツ等を通じて地域間交流を推進するため、圏域内に有する施設の広域的活用を促すとともに、行事等の開催においては、圏域内連携のもと、住民が様々な活動に参加する機会を拡大する。	乙と連携し、文化芸術・スポーツ施設等の充実、利用条件の見直し、各種行事に係る情報の共有と住民への周知等を行うとともに、圏域内の調整を図る。	甲と連携し、文化芸術・スポーツ施設等の充実、利用条件の見直し、各種行事に係る情報の共有と住民への周知等を行う。

3 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
図書館サービスの充実	圏域における図書館サービスの充実を図るため、公共図書館が連携し、利用者の利便性向上に向けた新しい仕組みを構築する。	利便性向上に向けた新しいシステムの構築とその管理・運営を行う。	新しいシステムの構築に係る協議・検討とその円滑な運営に協力する。

別表第2（第3条、第4条関係）

情報処理システムの充実	圏域における行政情報の電子化を効率的に推進するため、情報処理事務を共同で実施する。	中讃広域行政事務組合に設置する情報センターを通じ、乙と共同で行政情報に係る電算処理を行い、協議した負担割合に従い、運営に必要な経費を負担する。	中讃広域行政事務組合に設置する情報センターを通じ、甲と共同で行政情報に係る電算処理を行い、協議した負担割合に従い、運営に必要な経費を負担する。
租税債権徴収体制の強化	税負担の公平性と租税徴収事務の効率性を確保するため、共同で租税の滞納整理を行う。	中讃広域行政事務組合に設置する租税債権管理機構を通じ、乙と共同で租税の滞納整理を行い、協議した負担割合に従い、運営に必要な経費を負担する。	中讃広域行政事務組合に設置する租税債権管理機構を通じ、甲と共同で租税の滞納整理を行い、協議した負担割合に従い、運営に必要な経費を負担する。

別表第3（第3条、第4条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 宣言中心市等における人材の育成

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
地域人材力の育成	地域人材力を育成するため、圏域外より専門的な知識・技能を有する人材を招へいする。	圏域に優秀な人材を招へいし、各種団体の指導者育成等に取り組むとともに、圏域内の情報を集約し、調整する。	圏域に優秀な人材を招へいし、各種団体の指導者育成等に取り組むとともに、甲へ情報を提供する。

2 圏域内市町の職員等の交流

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
職員の交流・人材育成	圏域内市町職員の資質向上と連携強化を図るため、合同研修を実施する。	圏域で実施することが効果的な研修や人材育成のための研修を企画・実施し、乙に対して当該研修への参加の機会を提供する。	甲が実施する職員研修に職員を参加させるとともに、必要に応じて、費用の一部を負担する。

3 その他

施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
大学等との連携	各分野での取組を効果的に実施するため、大学等と相互に連携した研究・交流等を推進する。	大学等と様々な分野での交流・合同研究等を実施し、圏域内においてその内容や成果を共有することにより、学官の連携・協力関係を深める。	大学等と様々な分野での交流・合同研究等を実施し、圏域内においてその内容や成果を共有することにより、学官の連携・協力関係を深める。